

液化石油ガス販売

業務マニュアル

令和2年度版

奈良県総務部知事公室消防救急課

はじめに

LPガスは、全国総世帯の約4割で使用される、国民生活を支える重要なエネルギー源です。平成30年策定の第5次エネルギー基本計画の中で、「平時の国民生活、産業活動を支えるとともに、緊急時にも貢献できる分散型のクリーンなガス体のエネルギー源」とあるように、平時は、消費者と販売事業者の双方にとって“顔の見える”エネルギーとして生活を支え、災害時には分散型エネルギーの利点を活かした“最後の砦”として重要な役を担っています。

LPガスが数あるエネルギーの中から消費者に選ばれるためには、適正な料金で安全に使用できることが重要です。県では自主保安意識の向上のため、立入検査や保安セミナーを通じて、料金体系の公表、ガスメーターや調整器の期限管理の徹底、安全機器の設置促進等について周知を図ってきました。料金適正化については立入検査で指摘することも多く、料金の透明化・明確化をさらに推し進める必要があります。また、LPガスを安全に使用するためには、販売事業者による自主保安の確実な実施が必要であり、これにより災害時の被害を最少にし、緊急時対応を迅速に行うことができます。実際に台風や地震等の災害においては、迅速な復旧や避難所での炊き出し支援等に貢献しており、LPガスが災害に強いと実証されています。

一方、本県では、災害時に避難所へLPガスを優先的に供給するための防災協定を締結している市町村の割合が約50%であり、全国最下位の水準です。災害時のLPガス供給体制の確保には販売事業者の協力が必要であり、日頃から関係機関と情報を共有し、防災意識を高く持つことが重要です。

LPガスの販売業務を日々行う中で、法令遵守は勿論のこと、消費者が安全・安心に利用できるよう、本マニュアルを十分に活用していただきますようお願い申し上げます。

奈良県総務部知事公室消防救急課長

目 次

第1章 液化石油ガス法の概要

1. 液化石油ガス法の目的	1
2. 液化石油ガス法の適用範囲	1
3. 液化石油ガス法と高圧ガス保安法	2

第2章 販売事業者の責務

1. 標識の掲示	4
2. 業務主任者・代理者	5
3. 貯蔵施設の基準適合	7
4. 14条書面の交付	9
5. 供給設備等の基準適合	11
6. 保安教育	14

第3章 保安機関の責務

1. 保安業務を行う義務	15
2. 保安業務区分(7区分)	15
3. 点検・調査	16
3-1. 供給開始時点検・調査	18
3-2. 容器交換時等供給設備点検	20
3-3. 定期供給設備点検・定期消費設備調査	21
4. 周知	23
5. 緊急時対応・緊急時連絡	24
6. 保安業務用機器類	26
【参考】供給設備と火気の距離について	27

第4章 質量販売

1. 液化石油ガス法における販売の方法	29
2. 質量販売が可能な場合	29
3. 容器の引き渡しの方法	30
4. 14条書面の交付	30
5. 保安業務	31

第5章 帳簿・報告・届出等

1. 販売事業者が作成すべき帳簿類	33
2. 保安機関が作成すべき帳簿類	34
3. 事業報告	35
4. 申請・届出	38

第6章 立入検査で指摘が多い項目の説明

1. 不適切な質量販売	42
2. 従量料金やリース料金の開示	42
3. 定期供給設備点検・消費設備調査の改善記録	43
4. 緊急時対応・緊急時連絡に該当する事案	43

第1章 液化石油ガス法の概要

1. 液化石油ガス法の目的（法第1条）

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(以下「液化石油ガス法」という。)は、一般消費者等に対するLPガスの販売、LPガス器具等の製造及び販売等を規制することにより、LPガスによる災害を防止するとともにLPガスの取引を適正にし、公共の福祉を増進することを目的としています。

一般消費者等が使用するLPガス

【手段(規制)】

- ・LPガスの販売
- ・LPガス器具等の製造、販売等を規制



【直接目的】

- ・LPガスの災害の防止
- ・LPガスの取引の適正化



【最終目的】

公共の福祉の増進

法令遵守は最低限の基準であり、災害(事故)防止のためには販売事業者による自主保安が重要です。

2. 液化石油ガス法の適用範囲

液化石油ガス法は、一般消費者等に対するLPガスの販売、LPガス器具等の製造及び販売等について適用されます。

一般消費者等とは

- ・ LPガスを燃料として生活の用に供する一般消費者
- ・ LPガスの消費の態様が、一般消費者が燃料として生活の用に供する場合に類似している者

生活用の燃料	生活の用に類似しているもの
<ul style="list-style-type: none">* 調理* 風呂* 洗面* 冷暖房	<ul style="list-style-type: none">* 業務用の料理飲食の調理用* 業務用(ホール等)の暖冷房用 <p>※船舶、鉄道車両、航空機内のは除く</p> <ul style="list-style-type: none">* サービス業(クリーニング等)の蒸気、温水発生用

3. 液化石油ガス法と高圧ガス保安法

(1) 液化石油ガス法と高圧ガス保安法の適用範囲

一般消費者等以外へのLPガスの販売は高圧ガス保安法が適用されます。

高圧ガス保安法が適用されるもの
<ul style="list-style-type: none"> * 学校等での授業用 * 窯業・陶芸用(趣味のものを含む) * 農業用(茶葉・たばこの乾燥用) * 水産業(干物、乾物等) * 酪農用(家畜の暖房用等) * かがり火 * 熱気球 * ボイラー点火用 * 野焼き(雑草の焼却) * 土の殺菌・改良等 * 歯科技工 * 溶接・溶断(熱切断) * 小型発電機用燃料 * 道路等の白線等焼き付け * ガス事業用(移動製造設備を含む) * 車両燃料(フォークリフト、LPG自動車等)
等

	液化石油ガス法適用	高圧ガス保安法適用
飲食物の調理 給食センター	調理した飲食物をその場で飲食 及び直接一般消費者に販売する 目的をもって調理する製造、小売	専ら製造、卸を業とする者の場合
GHP・吸引式冷凍機	人間のための冷暖房に使用して いる場合	工業用・農業用・酪農用に使用 している場合
コージェネレーション	排熱による温水を一般消費者等 が使用している場合	① 発電のみ使用している場合 ② 排熱による温水を工業用に 使用している場合
温水プール	液化石油ガス法の適用	—
温水ボイラー	温水を一般消費者等が使用して いる場合	温水を工業用に使用している場合

(2)使用形態が混在するものの法律の適用範囲

①1つの供給設備から民生用と工業用の両方に供給している場合

→「主たる用途により法律を適用する」こととなります。

(例)

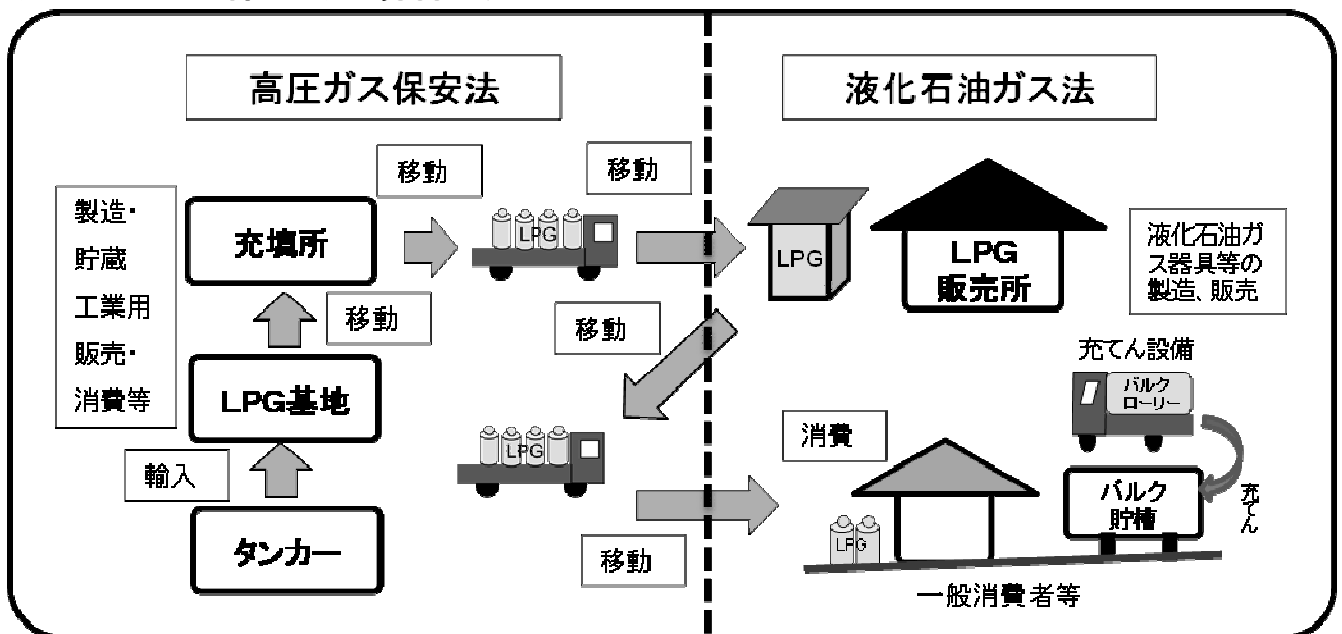
- ・事務所(民生用)が年間6トン>工業用が年間4トン→液化石油ガス法
- ・事務所(民生用)が年間4トン<工業用が年間6トン→高圧ガス保安法

②供給設備が民生用と工業用(事務所等)で別系統の場合

→「系統によりそれぞれの法律を適用する」こととなります。

- ・民生用に供給している系統は液化石油ガス法の適用
- ・工業用に供給している系統は高圧ガス保安法の適用

(3)LPガスに係る法の規制区分



(4)工業用(高圧ガス保安法適用)の販売を行う場合

* 高圧ガス保安法の販売事業届を販売営業開始日の20日前までに、販売所ごとに、都道府県知事に届出をしなければなりません。

* 販売所ごとに販売主任者を選任しなければなりません。

* 届出事項や販売主任者の変更があった場合には、都道府県知事に届出をしなければなりません。

* 一般消費者等向けの販売に必要な「液化石油ガス販売事業者登録」と誤認しないようにしましょう。

第2章

販売事業者の責務

1. 標識の掲示（法第7条）

LPガス販売事業者は、販売所ごとに、公衆の見やすい場所に、経済産業省令で定める様式の標識（液化石油ガス販売事業者証）を掲示しなければなりません。

液化石油ガス販売事業者証

40センチメートル

30センチメートル

液化石油ガス販売事業者証	
登録番号	奈良県第29A○○○○○-○○号
登録年月日	令和○年○月○日
氏名又は名称	株式会社○○○
代表者の氏名	○○ ○○
販売所の名称	株式会社○○○ ○○販売所
及び所在地	奈良県○○市○○町○○番地

登録番号の見方

登録番号 29A ○○○○-○○号
① ② ③

- ①都道府県ごとの番号(奈良県は29)
- ②販売事業者ごとの連番
- ③販売所数を示す2桁の数字
例:販売所が2つある場合→02

2. 業務主任者・代理者（法第19条・法第21条）

(1) 業務主任者・代理者の選任

販売事業者は、販売所ごとに一般消費者等の数に応じた人数以上の者を業務主任者として選任し、その職務を行わせなければなりません。併せて、販売所ごとに1人以上の業務主任者の代理者を選任し、業務主任者が不在の場合、その職務を代行させなければなりません。

業務主任者の選任数は下表のとおりです。

一般消費者等の数	業務主任者の数
1以上 1,000 未満	1人以上
1,000 以上 3,000 未満	2人以上
3,000 以上 5,000 未満	3人以上

業務主任者・業務主任者の代理者を選任(解任)したときは、奈良県又は登録行政庁へ選任(解任)届出をしなければなりません。

(2) 業務主任者・代理者の資格

	免状等	実務経験	年齢
業務主任者	第二種販売主任者	6か月以上	—
代理者	第二種販売主任者 又は 代理者講習を修了	6か月以上	18歳以上

(3) 業務主任者講習

販売事業者は、業務主任者に講習を受けさせなければなりません。
講習の頻度は以下のとおりです。

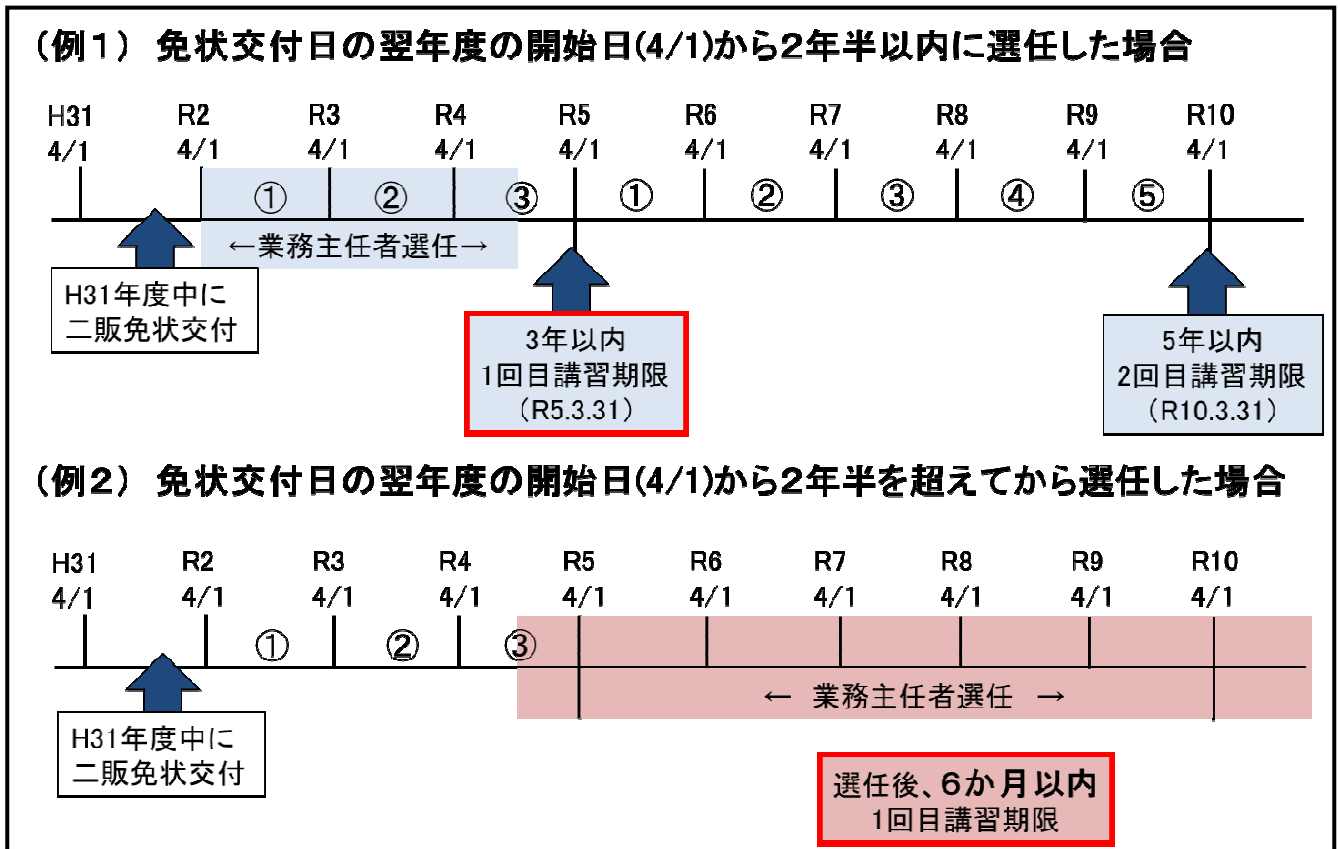
- ・第二種販売主任者免状の交付を受けた年度の翌年度開始の日から3年以内
- ・講習を受講した年度の翌年度開始の日から5年以内
- ・選任した時点で、上記期限が経過している場合は、選任の日から6か月以内
- ・選任した時点で、上記期限まで6か月未満の場合は、選任の日から6か月以内

(例1)平成31年度(令和元年度)に免状を交付、令和4年9月末までに選任した場合
→令和5年3月31日までに受講する必要があります。

(免状交付日の翌年度の開始日(4/1)から2年半以内に選任した場合)

(例2)平成31年度(令和元年度)に免状を交付、令和4年10月以降に選任した場合
→選任から6か月以内に受講する必要があります。

(免状交付日の翌年度の開始日(4/1)から2年半を超えてから選任した場合)



(4)業務主任者の職務

業務主任者は、誠実に以下の職務を行わなければなりません。

販売事業者は、業務主任者にその職務を行わせなければなりません。

業務主任者の職務	
法第8条の届出の監督	14条書面の作成(指導)
販売の方法の監督	貯蔵施設の監督
供給設備・特定供給設備の監督	保安教育の監督
保安業務の実施と結果の確認	充てん設備の監督
帳簿の記載の監督	報告内容の監督

3. 貯蔵施設の基準適合（法第16条）

(1) 貯蔵施設の設置

販売事業者は、販売所ごとに面積3㎡以上の貯蔵施設(容器置場)を所有又は占有しなければなりません。

貯蔵施設を敷地外に設置する場合は、以下の要件を満たさなければなりません。
なお、貯蔵施設を所有又は占有しなくてもよい場合があります。

敷地外に貯蔵施設を設置する場合の条件

- ・販売所から5km以内の場所であること。
- ・10分以内に到着できるよう車両を保有すること。
- ・従業員で保安業務員以上の有資格者が管理人で常駐するか、貯蔵施設にさく、へいを設け、施錠して関係者以外の者が立ち入れないようにすること。
- ・共同の貯蔵施設は、販売事業者ごとの占有範囲をへい、くさり等で明確に区分し、必要な器具は専用のもを備えること。
- ・共同の貯蔵施設は、賃貸借契約等により管理責任を明確にすること。

貯蔵施設を所有・占有しなくてもよい場合

- ①販売事業者がLPガス充てん事業者で充てん所の貯蔵施設を所有又は占有している場合。
- ②販売事業者が第一種貯蔵所を所有又は占有している場合。
- ③一般消費者等へ販売する充てん容器等の保管、容器の引渡し及び引き取りを次の者に全量委託している場合。
 - ア. LPガス充てん事業者で充てん所の貯蔵施設を所有又は占有している者
 - イ. 第一種貯蔵所を所有し又は占有している者

(2) 貯蔵施設の基準適合義務

販売事業者は、貯蔵施設を技術上の基準に適合するように維持しなければなりません。

貯蔵施設の技術上の基準

I. 警戒標(例示基準1)

i. 設置場所

貯蔵施設の設置場所の出入口又は貯蔵施設等に近接し、もしくは、立ち入ることができる場所の周辺の外部から見やすい場所に掲示すること。

※近接し又は立ち入ることができる方向が数方向ある場合には、それぞれの方
向に対して掲げること。

ii. 警戒標の内容

(a) 貯蔵施設が併設または販売所から50m以内にある場合

①LPガス貯蔵施設 ②燃(赤色文字) ③火気厳禁(赤色文字)

(b) 貯蔵施設が販売所から50m以上離れている場合

①LPガス貯蔵施設 ②燃(赤色文字) ③火気厳禁(赤色文字)

④販売所の名称・所在地 ⑤貯蔵施設の管理者氏名

⑥貯蔵施設の管理者の電話番号

II. 保安物件に対して保安距離を確保又は障壁を設ける(例示基準2)。

III. 不燃性又は難燃性の軽量な屋根を設ける(例示基準3)。

IV. LPガスが漏えいしたとき滞留しない構造とする(例示基準4)。

V. 消火設備を設置する(例示基準5)。

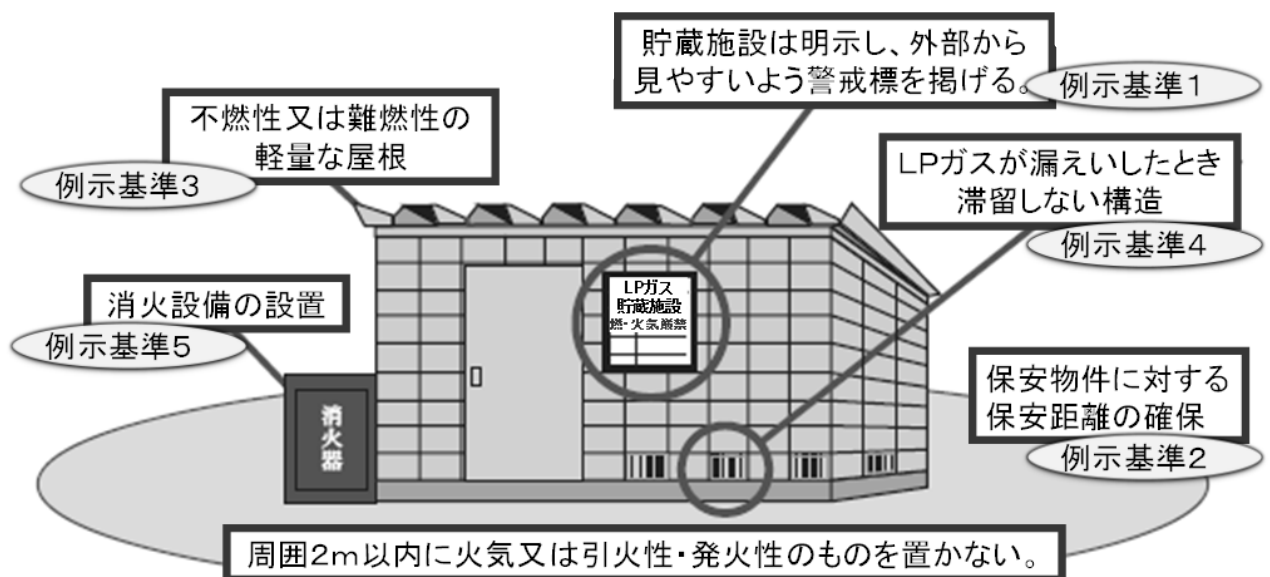
消火器の本数・・・能力単位A-4及びB-10以上の消火器を2本以上
(50m²ごとに1本増)

VI. 貯蔵施設内には、LPガス容器及び計量器等以外の不要物を置かない。

VII. 貯蔵施設の周囲2m以内に火気又は引火性・発火性のものを置かない。

VIII. 容器を常に温度40℃以下に保つ。

IX. 容器には転倒・転落防止措置を講じ、粗暴な取扱いをしない。



4. 14条書面の交付（法第14条）

販売事業者は、一般消費者等と販売契約締結の際には、下記記載事項を記した書面を交付しなければなりません。

また、記載事項の内容を変更した場合は、変更した部分について再交付しなければなりません。

書面の記載事項

1. LPガスの種類
2. LPガスの引渡しの方法
3. 供給設備及び消費設備の管理の方法
4. 消費設備の調査の方法及び周知の方法
5. 保安機関の氏名又は名称
6. その他規則第13条で定める事項

規則第13条で定める事項

1. 販売事業者及び保安機関の責任に関する事項
2. 一般消費者等の責任に関する事項
3. LPガスの計量の方法
4. 質量販売における残ガスの引き取り方法
5. LPガスの価格の算定方法、算定の基礎となる項目及び内容の説明
6. 供給設備及び消費設備の所有関係
7. 供給設備及び消費設備の設置、変更、修繕及び撤去に要する費用の負担の方法
8. 販売事業者が所有権を有する消費設備を一般消費者等が利用する場合、一般消費者等が支払うべき費用の額及び徴収方法
9. 販売事業者が所有権を有する消費設備に係る配管の所有権を、販売契約解除時に一般消費者等に移転する場合の清算額の計算方法
10. 保安機関の名称、住所及び連絡方法

書面交付に係る帳簿については、契約終了まで保存しなければなりません。

お客さまへのお知らせ

液化石油ガス法第14条に基づく通知書



液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第14条並びに
特定供給取引に関する法律第4条及び第5条の規定によりご通知します。

以下のもの全て交付できていますか？

- ・液化石油ガス法第14条に基づく通知書
- ・別紙1(LPガス保安業務)
- ・別紙2(LPガス設備確認書)

■お客様

■販売店

名称 _____
所在地 _____
連絡先 _____

控えを保管していますか？

※控えは14条書面交付の際の帳簿となるため、
契約終了まで保存する必要があります。

この通知書は大切に保管してください

0-98-120-3,0000 (東京局)

○内容を十分にお読みください。

LPガス販売に関する重要なお知らせ

この書面は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(以下「液化石油ガス法」とします。)第14条並びに特定供給取引に関する法律(以下「特給法」という)第4条及び第5条に規定する事項をお知らせいたしますので、十分に熟読のうえ、大切に保管をお願いします。

1. 液化石油ガスの種類

供給する液化石油ガス(以下「LPガス」という。)は(イ)号LPガスです。

2. LPガスの引渡・供給の方法

LPガスの供給は、LPガスを充てんした容器をガス切れのないように計画的・定期的に配達・交換して供給設備等に接続して供給します。

お客様がご自身のLPガスを充填します。

方法

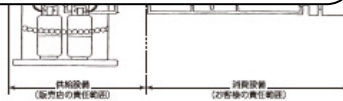
引渡し、責任をもって日頃の維持
になる場合は、本書面と別にお
守されるようにお願いします。
責任は、原則としてお客様に轉

は、当社(西)が委託した保安
業者です。

③ その他のお願い

- ① お客様の敷地内にある供給設備について、当社(西)または、当社(西)の委託した保安業者以外の方によって、みだりに変更等を加えないようご注意ください。
- ② 警報装置による自動供給停止の際、機器、配管が破損した場合は、当社(西)までに速やかにご連絡ください。

(西)に必ず



別紙1

販売事業者

LPガス保安業務

「お客様へのお知らせ」第4項(1)の別紙1(LPガス保安業務)は次のとおりです。

1. 保安業務の内容

保安業務	内 容	頻 度
① 供給開始時点検・調査	供給開始時のLPガス設備の点検調査	供給開始時(最初の引渡時)
② 容器交換時等点検設備点検	容器、調圧器などの供給設備の外観点検	容器交換時又は月1回以上
③ 定期供給設備点検	供給設備のガス漏れなどの点検	1年・2年・4年に1回以上
④ 定期消費設備調査	消費設備のガス漏れ、機器等の調査	
⑤ 周 知	LPガスの使用上の注意文書を定期的に配布	
⑥ 緊 急 時 対 応	お客様からガス漏れなどの災害発生又はその恐れがあることの通知を受けた場合等の対応	
⑦ 緊 急 時 連 絡	お客様からの災害発生などの通報を受けたときその対応を当社(西)が委託した保安機関に連絡	

もれなく記入していますか？
記入内容は正しいですか？

2. 保安業務の実施者

保安業務	実施者(名称)	実施者の住所・電話番号
① 供給開始時点検・調査		住所 TEL.
② 容器交換時等点検設備点検		住所 TEL.
③ 定期供給設備点検	(一社) 京都府 LPガス協会 保安センター	住所 京都市大森区13-12 TEL. 0742-93-9800
④ 定期消費設備調査	(一社) 京都府 LPガス協会 保安センター	住所 京都市大森区13-12 TEL. 0742-93-9800
⑤ 周 知		住所 TEL.

保安機関に変更はありませんか？

3. 緊急時の連絡先 ※ガス漏れ等の緊急時には、下記にご連絡下さい。

昼間	TEL.	または TEL.
	住所	
夜間	TEL.	または TEL.
	住所	

別紙2

販売事業者

LPガス設備確認書(書面の受領関係)

「お客様へのお知らせ」第5項(1)の別紙2(LPガス設備確認書)は次のとおりです。

LPガス設備の設置先

お客様コード

お名前(名称)	電話番号

住 所	型 式	数 量	設置日	備 考

設置場所	設置内容	設置日	備 考

液化石油ガス法第14条に基づく本文書(別紙1・別紙2含む)を交付したのは、下記のLPガス販売店であり、本文書を十分熟読、ご確認のうえ、受領欄に必要な事項をご記入をお願いします。

LPガス販売の契約日: 年 月 日

LPガス販売事業者

販売店名	
代表者	担当者
住 所	電話番号

(LPガス)	年 月 日
■印支払方法	住所
■印支払時期	電話番号
	署名

受領印又はサインがありますか？

5. 供給設備等の基準適合（法第16条の2）

販売事業者は、販売先の供給設備を技術上の基準に適合した状態に維持しなければなりません。

また、保安を確保するためには、以下のことを確実に行うことが大切です。

(1) 保安確保機器等の期限管理

保安の確保のためには、ガスメーター、圧力調整器、高圧ホース、低圧ホース及びガス漏れ警報器の期限管理を確実に行うことが重要です。

保安確保機器等の交換期限

対象品目		交換期限	
		I 類	II 類
ガスメーター		7年又は10年	
保安確保機器	圧力調整器	10年	7年
	高圧ホース	10年	7年
	低圧ホース	10年	7年
	ガス漏れ警報器	5年	

上記の機器類においては、経済産業省の液化石油ガス販売事業者等保安対策指針の中で、「期限管理を徹底し、期限内に交換すること」と記載されています。

上記の期限内に確実に交換しましょう。

ガスメーターの期限については、計量法第16条で定められており、違反した場合には、罰則が適用される可能性があります。

ガスメーターは、期限が切れる前に確実に交換しなければなりません。

また、供給設備の維持管理費用として基本料金等を徴収している場合、期限内に交換されていない場合は、契約違反とみなされる可能性があります。

期限管理の方法

- ・期限管理台帳を作成し、期限の把握ができるようにしましょう。
- ・無理なく交換するため、長期での交換計画を立てましょう。
- ・不在が多い消費者や連絡がつきにくい消費者、交換の際の供給中断が難しい消費者等については、早い段階から日程調整を行いましょう。

(2) 点検・調査の実施と結果の確認

業務主任者は、保安業務の実施及びその結果の確認を行わなければなりません。
また、保安業務を他社に委託している場合でも結果等の確認を行う必要があります。

自社で実施する場合

- ①点検・調査の項目及び内容が適切か。
- ②点検・調査を適切な時期に実施しているか。
(特に供給設備点検・定期消費設備調査が期限内に行えているか。)
- ③点検・調査の結果は問題がないか。
- ④帳簿に記載しているか(点検結果の控えを保管しているか。)

他の保安機関に委託する場合

- ①委託先の点検・調査の項目及び内容が適切か。
- ②委託先が点検・調査を適切な時期に実施しているか。
(特に供給設備点検・定期消費設備調査が期限内に行えているか。)
- ③点検・調査の結果は問題がないか。
- ④帳簿に記載しているか(点検結果の控えを保管しているか。)

(3) 点検・調査で基準に適合していない場合の対応

供給設備について

点検の結果、基準に適合していない(「否」や「×」)と判定された供給設備については、販売事業者は設備を改善しなければなりません。

消費設備について

調査の結果、基準に適合していない(「否」や「×」)と判定された消費設備については、販売事業者は、改善するための措置や改善しなかった場合の危険性について、1年に1回以上、消費者に通知しなければなりません。

また、その通知の日から1か月を経過した日以後5か月以内に、再び通知に係る事項について調査(以下「再調査」という。)を行わなければなりません。再調査した内容については以降の再調査は不要ですが、改善されるまでは、1年に1回以上通知しなければなりません。

消費設備の調査拒否について

消費設備調査又は再調査の訪問時、消費者と対面で調査を拒否された場合は、「調査拒否」扱いとし、訪問日(拒否日)や拒否された旨を必ず帳簿に残しましょう。「調査拒否」扱いとなった場合であっても、安全のために、配送、周知、検針時等のタイミングで消費設備調査の必要性について改めて説明する等提案・啓発を続け、調査について協力を要請しましょう。

また、消費設備調査又は再調査の訪問時、3回以上訪問し不在連絡票を残しても連絡等がない場合は、「調査拒否」と同様の扱いとなります。それぞれの訪問日を必ず帳簿に残しましょう。ただし、再調査の訪問時で3回以上不在により「調査拒否」扱いとした場合でも、消費設備調査で基準に適合していないと判定されている消費設備について、1年に1回以上、消費者に通知しなければなりません。

なお、再調査時は、消費者にあらかじめ点検調査日の日時を連絡したり、消費者の都合が良い日を設定したり、前回と別の曜日に再訪問する等、なるべく不在である確率をなくすようにしましょう。

帳簿について

供給設備については、改善した際の記録(改善日、改善措置の内容等)について帳簿に記載する必要があります。

消費設備については、消費者へ行った通知(通知日、通知内容等)、再調査の実施日(改善されたことを確認した日等)を帳簿に記載する必要があります。

※詳細は第5章(帳簿・報告・届出等)を参照してください。

6. 保安教育（法第18条）

LPガスによる災害を防止するため、販売事業者は従業員に対して、保安教育を実施しなければなりません。また、保安教育は年間計画を立てるようにし、実施した際には必ず記録を残しましょう。

一般社団法人奈良県LPガス協会が開催する「LPガス保安セミナー」の受講も保安教育の実施と見なされます。

教育方法

①社内教育

社内研修、社内勉強会、ミーティング(保安の内容を含むもの)等
(必要に応じて朝礼等で保安上の注意事項の共有・伝達等を行うこと)

②社外教育

(外部の)各種研修・講習会
(必要に応じて、参加していない従業員等に内容を共有・伝達等を行うこと)

教育内容(テーマ)の例

- ・事業責任と保安意識
- ・法規及び規程類
- ・LPガスの性質
- ・消費者啓発(保安意識の向上)
- ・設備の設置及び取扱い
- ・各種器具(保安業務に使用する機器類)等の取扱い及び操作方法
- ・容器等の取扱い
- ・施設・設備等に関する保全技術
- ・配送業務の管理
- ・保安機関の管理
- ・最新の保安技術
- ・異常時及び災害時の対応方法の徹底とその訓練(防災訓練)
- ・事件事例
- ・ヒヤリハット事例
- ・書類管理(届出等、帳簿、期限管理台帳等)等

保安教育用の資料

- ・LPガス販売事業者用保安教育指針
- ・LPガス保安技術者向けWebサイト
- ・LPガス保安業務ガイド
- ・各種講習会・研修会の資料(保安セミナー、配送員講習等)

第3章 保安機関の責務

1. 保安業務を行う義務（法第27条）

販売事業者は、液化石油ガス法第27条の規定に基づいて、供給設備の点検、消費設備の調査、周知、緊急時の対応を販売事業者自ら保安機関として実施するか、他の保安機関に委託し、実施しなければなりません。なお、保安業務を行うときは、法第29条第1項の保安機関の認定を受けなければなりません。

※保安機関が他の事業者から受託した消費者の保安業務について、さらに他の保安機関に委託する再委託は禁止されています。

2. 保安業務区分（7区分）（規則第29条）

1. 供給開始時点検・調査

一般消費者等へ新たに供給を開始するときに、供給設備及び消費設備を点検・調査する業務

2. 容器交換時等供給設備点検

充てん容器等の交換又はバルク貯槽等への充てん時などに供給設備を点検する業務

3. 定期供給設備点検

定期的に容器交換時等供給設備点検項目以外の項目について供給設備を点検する業務

4. 定期消費設備調査

定期的に消費設備を調査する業務

5. 周知

LPガスの使用上の注意点等、災害発生防止に関する必要事項を周知、チラシ等を用いて一般消費者等に周知する業務

6. 緊急時対応

災害の発生又は発生するおそれがあることを知ったとき、速やかに連絡並びに現場へ出動して措置する業務

7. 緊急時連絡

災害の発生又は発生するおそれがあることを知ったとき、速やかに連絡により措置する業務

3. 点検・調査（規則第36条・規則第37条）

(1) 点検・調査項目及び回数

供給設備や消費設備の点検・調査項目及び回数は以下のとおりです。

①供給設備（容器、貯蔵能力1トン未満）

点 検 項 目		供給開始時	点検の回数			
			又は月1回	容器交換時	定期供給設備	
					1年に1回	4年に1回
1	設置場所	○	○	—	—	
2	火気までの距離	○	○	—	—	
3	充てん容器の腐しよく防止措置	○	○	—	—	
4	充てん容器の温度上昇防止措置	○	○	—	—	
5	充てん容器の転落、転倒防止措置	○	○	—	—	
6	バルブ等の損傷防止措置	○	○	—	—	
7	バルブ・集合装置・供給管・ガス栓の欠陥(容器から調整器まで)	○	○	—	—	
8	調整器の欠陥及びLPガスの適合性	○	○	—	—	
9	地下室等に係る供給管の漏えい試験	○	—	○	—	
10	白ガス管等の埋設管漏えい試験	○	—	○	—	
11	地下室等に係る供給管の緊急遮断装置(300kg以上の貯蔵設備に係る供給管に限る)	○	—	○	—	
12	バルブ・集合装置・供給管・配管及びガス栓の欠陥(調整器からガスメータまで)	○	—	—	○	
13	バルブ・集合装置・供給管及び配管の腐しよく防止措置	○	—	—	○	
14	バルブ・集合装置・気化装置・供給管及び配管の漏えい試験	○	—	—	○	
15	燃焼器の入口圧力	○	—	—	○	
16	危険標識	○	—	—	○	
17	調整器の調整圧力及び閉そく圧力	○	—	—	○	

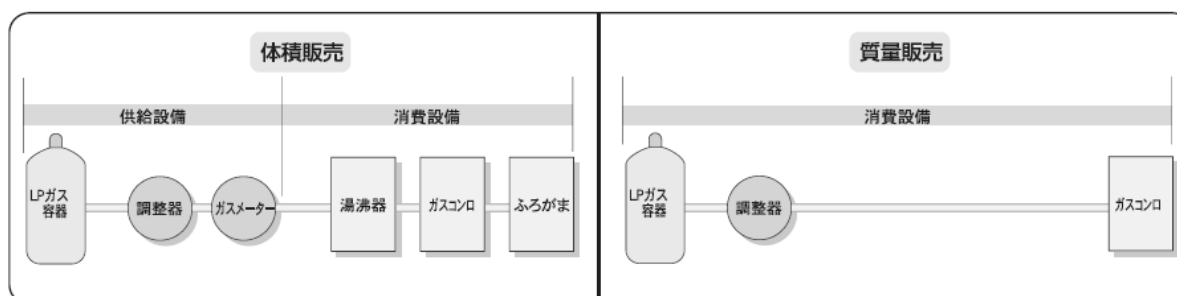
②消費設備

	調査項目	供給開始時	調査の回数 定期消費設備	
			1年に1回	4年に1回
1	地下室等に係る配管の漏えい試験	○	○	—
2	白ガス管等の埋設管漏えい試験	○	○	—
3	地下室等に係る末端ガス栓と燃焼器の接続方法	○	○	—
4	配管、ガス栓及び末端ガス栓と燃焼器の間の管の欠陥	○	—	○
5	配管の腐しよく防止措置	○	—	○
6	配管の漏えい試験	○	—	○
7	燃焼器の入口圧力	○	—	○
8	気化装置の手動復帰式自動ガス遮断装置	○	—	○
9	末端ガス栓と燃焼器の接続方法	○	—	○
10	予備ガス栓の取扱い	○	—	○
11	燃焼器の適合性	○	—	○
12	警報器	○	—	○
13	開放式湯沸器の給排気	○	—	○
14	半密閉式燃焼器の給排気	○	—	○
15	密閉式燃焼器の給排気	○	—	○
※	燃焼器具の製造者又は輸入者の名称、型式、製造年月	○	—	○

* 質量販売における調査項目は、第4章を参考にしてください。

(2)供給設備と消費設備の範囲

供給設備と消費設備の関係は以下のとおりです。



(3)点検・調査を行える者

点検・調査に必要な資格等は以下のとおりです。

資格者	容器交換時等 供給設備点検	定期供給 設備点検	定期消費 設備調査
液化石油ガス設備士免状の交付を受けた者※4	○	○	○
製造保安責任者免状の交付を受けた者	○	○	○
販売主任者免状の交付を受けた者※4	○	○	○
業務主任者の代理者の資格を有する者※4	○	○	○
充てん作業員	○※1	○※1	—
協会が行う講習修了者(いわゆる保安業務員)※3 ※4	○	○	○
協会が行う講習修了者(いわゆる調査員)※3	○	—	○※2

※1 平成12年4月1日以降の資格取得者、又は再講習を終了した者

※2 質量販売に係る容器・調整器まわりの事項のみ

※3 6か月以上の実務経験が必要

※4 バルク供給に係る点検実務は、平成12年4月1日以降の資格取得者、又は再講習、業務主任者講習の受講者のみ

3-1. 供給開始時点検・調査

(1)供給開始時点検・調査が必要な場合

①新規の開栓を行う場合

②新規の入居者に供給を開始する場合 ※1

(例)アパート等への新規入居時及び入れ替わった場合

③一般消費者等が液化石油ガス販売事業者を別の事業者に変更した場合 ※2

※1 契約者の名義変更については、元々その場所でガスを使用していた人への変更であれば、必要ありません。ただし、消費設備等に変更がある場合は、点検・調査が必要です。なお、新たに入居する場合はその人が親族であっても、供給開始時点検・調査が必要となります。

※2 液化石油ガス販売事業者が、他の液化石油ガス販売事業者の事業の全部又は一部を承継したときは、「供給開始時」にあたりません。ただし、保安関係の帳簿・書類等、保安業務を適正に行うために必要な書類が確実に引き継がれない一部承継については、供給開始時点検と同等の点検調査が必要です。また、全部承継の場合は法第10条の承継届、一部承継の場合は、法第3条の販売事業者登録や法第8条の液化石油ガス販売所等変更届等

が必要になる場合があります。(③の例は一般消費者等が単に販売事業者を変更した場合であり、そもそも「承継」にはあたらないので、供給開始時点検・調査が必要。)

(2) 供給開始時点検・調査と同時に行う業務

供給開始時には、「14条書面の交付」「周知」を行う必要があります。
これらの帳簿への記録(控えの保存)を確実に行いましょう。

(3) 供給開始時点検・調査の点検・調査項目

供給開始時には、容器交換時等供給設備点検、定期供給設備点検、定期消費設備調査の点検・調査項目を全て行う必要があります。

点検・調査票の様式例 (一般社団法人奈良県LPガス協会仕様)

一般消費者用 LPガス設備保安点検調査票 (本部用)

保安業務区分 供給開始時点検調査 定期供給設備点検 定期消費設備調査

フリガナ(氏名) 立会者 整理番号 No. 実施日 年月日
 (住所) 〒 消費者コード 前回実施日 年月日
 TEL () 担当者名

区	供給	設備	用途	会社名・住宅名等	訪問日
種類	質量	戸建て 地下室等	家庭用 業務用		1 年月日
集合 戸	工業用				2 年月日
					3 年月日

燃焼器の製造者又は輸入者の名称、型式及び製造年月日を記入。確認できない場合は不明と記入。

管	腐食・割れ等欠陥	腐食防止措置	設置状況
管	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
シロ			
燃器			
内外			
合計			

保安業務区分の□にレ点を記入。

チェックは、
 ・基準に適合
 ・基準に不適合
 ・該当なし(斜線を引く)
 が区分できるように記載してください。
 記入方法は社内で統一してください。

燃焼器具	漏れ有・無	腐食等有・無	LPG適合有・適	接続具	漏れ有・無	腐食等有・無	ガス栓	漏れ有・無
給排気								
沸沸器 小								
沸沸器 大								
風呂釜								
ガス漏れ警報器								
警報器 運動遮断								

自記圧力計の測定値を記入、測定チャートと一緒に保存。

容器	kg	本	kg	本	屋外設置	火気2m以上	腐食防止	40℃以下	転倒防止	バルブ損傷防止
容器との接続										
バルブ・適合装置										
供給管										
調整器										
メーター										
判定										

3-2. 容器交換時等供給設備点検

(1) 容器交換時等供給設備点検の頻度

以下のどちらかの時期に行う必要があります。

- ① 充てん容器の交換時
- ② 容器交換が毎月1回以上行われる場合は毎月1回以上

(2) 自社で実施する場合

- ① 各項目を確実に点検し、1項目ずつ点検票に記入しましょう。
- ② 要改善の場合は、早急に改善を行い、改善記録を残しましょう。
- ③ 点検結果は2年間保存する必要があります。

点検票の様式例（一般社団法人奈良県LPガス協会仕様）

得意先又は地区名	納品書 (供給設備点検票)	No. _____										
		年 月 日										
殿												
◎今回のご使用量は下記の通りです。												
今回検計 A (本回納入量)	m ³ (計)	<table border="1"> <tr> <th>従量料金単価 (1kWhにつき)</th> <th>料金</th> </tr> <tr> <td>LPガス料金</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>LPガス料金</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>LPガス料金</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>LPガス料金</td> <td>円</td> </tr> </table>	従量料金単価 (1kWhにつき)	料金	LPガス料金	円	LPガス料金	円	LPガス料金	円	LPガス料金	円
従量料金単価 (1kWhにつき)	料金											
LPガス料金	円											
LPガス料金	円											
LPガス料金	円											
LPガス料金	円											
前回検計 B (残量引取)	m ³ (計)											
ご使用量 A-B	m ³ (計)											
今回納入容器	引取容器	月額基本料金										
容器の種類	容器の種類	施設利用料金										
容器の款	容器の本数	消費税										
記号・番号	容器の記号・番号	前回繰越金										
		合計										
◎お客様のLPガス供給設備を点検した結果は、下記の通りです。												
点検事項	判定	ガスメーター表示										
1. 容器は屋外にあるか	なし B BR ABR その他											
2. 容器から火気は2m以上距離があるか (鉄製容器の場合は2m以上、銅製容器の場合は3m以上)		次のように改善してください										
3. 腐しよく防止措置はしてあるか (防錆、黒色塗装、黒塗装、パルプ、ガス紙)		修理										
4. 温度40℃以下であるか		取替										
5. 容器の転倒転倒防止装置及びバルブ等の振動防止措置はしてあるか		措置しなかった場合は、次のことが予想されます										
6. 使用上支障のある欠陥はないか (ガス欠量、腐蝕、不良管、バルブ、ガス紙)		ガスもれ										
7. 調整給気調整するガスに適合しているか		不完全燃焼										
		燃焼										
		火災										
	ご通知事項	お客様印										
		調査員印										

判定欄には
・「○」「×」
・「適」「否」
等を記載し、空欄のままにしないようにしましょう。

改善が必要な場合、
通知事項欄を記入し、
消費者に説明をしましょう。
改善不要な場合は、
その旨を示すため、斜線等を記入しておきましょう。

- ※基準に適合していない場合には、具体的な問題点を記録しておきましょう。
- ※容器の2m以内に火気がある場合(火気を遮る措置がされている場合は除く。)には火気の種類を記録しておきましょう。

(3)他の保安機関に委託している場合

- ①毎月、点検結果・内容を確認しましょう。
- ②点検結果で基準不適合があった場合は、委託先から一両日中に連絡をもらうようにしましょう。
- ③要改善の場合は、早急に改善を行い、改善記録を残しましょう。
- ④点検結果は2年間保管しましょう。
- ⑤契約書は、契約完了まで保管しましょう。

3-3. 定期供給設備点検・定期消費設備調査

(1)定期点検・調査の頻度

定期点検・調査は4年に1回以上行う必要があります。

ただし、埋設管に関する項目や地下室に関する項目等で該当する場合には、1年に1回以上行わなければならない項目があります。

改善が必要な設備を把握するためにも遅滞なく実施する必要があります。

遅滞・未実施が発生しないようにしましょう。

(2)自社で実施する場合

①点検・調査票の様式

供給開始時点検・調査の点検・調査票と同様の様式を使用できます。

一般社団法人奈良県LPガス協会の様式及び記載上の注意点は供給開始時点検・調査のページを参照してください。

②期限管理

- ・期限管理台帳を作成し、点検・調査の期限の把握ができるようにしましょう。
- ・長期での点検・調査計画を立てましょう。
- ・不在が多い消費者や連絡がつきにくい消費者、日程調整に時間がかかる消費者等については、早い段階から日程調整を行きましょう。

③基準に適合しない設備の対応

- ・供給設備については、早急に改善し、改善の記録を残してください。
- ・消費設備については、改善するための措置や改善しなかった場合の危険性について、1年に1回以上、消費者に通知しなければなりません。
また、その通知の日から1か月を経過した日以後5か月以内に、再び通知に係る事項について調査(以下「再調査」という。)を行わなければなりません。再調査し

た内容については以降の再調査は不要ですが、改善されるまでは、1年に1回以上通知しなければなりません。

④消費設備の調査拒否について

消費設備調査又は再調査の訪問時、消費者と対面で調査を拒否された場合は、「調査拒否」扱いとし、訪問日(拒否日)や拒否された旨を必ず帳簿に残しましょう。「調査拒否」扱いとなった場合であっても、安全のために、配送、周知、検針時等のタイミングで消費設備調査の必要性について改めて説明する等提案・啓発を続け、調査について協力を要請しましょう。

また、消費設備調査又は再調査の訪問時、3回以上訪問し不在連絡票を残しても連絡等がない場合は、「調査拒否」と同様の扱いとなります。それぞれの訪問日を必ず帳簿に残しましょう。ただし、再調査の訪問時で3回以上不在により「調査拒否」扱いとした場合でも、消費設備調査で基準に適合していないと判定されている消費設備について、1年に1回以上、消費者に通知しなければなりません。なお、再調査時は、消費者にあらかじめ点検調査日の日時を連絡したり、消費者の都合が良い日を設定したり、前回と別の曜日に再訪問する等、なるべく不在である確率をなくすようにしましょう。

⑤帳簿の記載と保管

- ・定期点検・調査の点検・調査票の控えを次回の定期点検・調査を実施するまで保管しておく必要があります。
- ・消費者の不在や拒否等により点検・調査を実施できない場合には、訪問記録や連絡記録を必ず残しておきましょう。

(3)他の保安機関に委託している場合

- ①点検結果の連絡があった時は、点検結果・内容を確認しましょう。
- ②委託先が期限内に点検・調査を実施できているか確認しましょう。
- ③不在等で委託先が点検・調査を実施できなかった場合には、販売事業者が点検・調査を実施するか、日程調整を行う必要があります。また、点検・調査のために消費者を訪問した際や連絡した際には、その記録を残しておきましょう。
- ④点検結果で基準不適合があった場合は、一両日中に連絡を貰うようにしましょう。
- ⑤要改善の場合は、早急に改善を行い、改善記録を残しましょう。
- ⑥定期点検・調査の結果は、次回の定期点検・調査を実施するまで保管しておく必要があります。
- ⑦保安業務委託契約書は、契約満了まで保管しておきましょう。

4. 周知（法第27条）

(1)周知の頻度

周知は、燃焼器の種類に応じて、1年に1回以上又は2年に1回以上行うことが義務づけられています。

燃焼器	形式	立ち消え安全装置及び不完全燃焼防止装置	頻度
湯沸器	開放式	有	1年
		無	1年
	半密閉式	有	2年
		無	1年
密閉式・屋外式	—	2年	
※ふろがま	半密閉式	有	2年
		無	1年
	密閉式・屋外式	—	2年

※施行令別表第一のLPガス用バーナー付きふろがま及びふろがまをいう。

消費先ごとに、使用している燃焼器を把握して、周知頻度を確認しましょう。
(2年に1回以上の消費者にも1年に1回以上周知を行うと、期限管理が容易です。)

(2)周知の記録

周知を行った際には、「一般消費者等の氏名又は名称及び住所」、「周知を行った者の氏名」、「周知の内容」及び「周知の年月日」を帳簿に記載する必要があります。

(3)周知の内容

周知の内容については、以下の事項が含まれている必要があります。

- ①使用する燃焼器の液化石油ガスに対する適応性に関する事項
- ②消費設備の管理及び点検に関し注意すべき基本的な事項
- ③燃焼器を使用する場所の環境及び換気に関する事項
- ④一般消費者等が消費設備の変更の工事をする場合の販売事業者に対する連絡に関する事項
- ⑤ガス漏れを感知した場合その他液化石油ガスによる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に一般消費者等のとるべき緊急の措置及び販売事業者又は保安機関に対する連絡に関する事項
- ⑥上記のほか、液化石油ガスによる災害の発生の防止に関し必要な事項

※一般社団法人奈良県LPガス協会で作成している周知文書では、家庭用、業務用、質量販売用等、用途別に周知文書があります。
消費者にあわせた周知文書を配布し説明しましょう。



5. 緊急時対応・緊急時連絡（法第27条）

(1) 緊急時対応とは

緊急時の連絡を受け、保安機関が現場に出動し、災害の発生するおそれ又は災害の発生に対し、災害防止又は災害の拡大防止のための措置を行うものです。

(例) ガス漏れや一酸化炭素中毒事故への対応

(例) 放置するとガス漏れや一酸化炭素中毒事故につながる可能性が高い事象への対応

なお、緊急時の連絡を受けても、保安機関が現場に出動せず、一般消費者等への適切な指示・助言を行うことで対応可能な場合は、「緊急時連絡」業務となります。

(2) 緊急時対応が可能な範囲

保安機関は、緊急時の連絡を受け、出動要請を受けた場合には、連絡から30分以内に到着し、対応を行わなければなりません。

連絡を受けてから30分以内に到着できない消費者については、30分以内に到着することができる保安機関に委託する必要があります。

(3) 緊急時対応・緊急時連絡の記録

緊急時対応を行った場合又は緊急時連絡を行った場合は、以下の記録を残さなければなりません。

- ① 一般消費者等の氏名又は名称及び住所
- ② 緊急時対応・連絡を行った者の氏名
- ③ 緊急時対応・連絡の内容及び結果
- ④ 緊急時対応・連絡を行った年月日

緊急時対応の記録の例

緊 急 時 対 応 記 録 票

出動要請受信	年 月 日 () 時 分		受信者
出動要請発信者	<input type="checkbox"/> 緊急時連絡保安機関 (TEL: _____ 発信担当者: _____) <input type="checkbox"/> 販売事業者 <input type="checkbox"/> 消費者 <input type="checkbox"/> その他(_____)		
出 動 先	消費者名	販売事業者	
	住 所		
緊急内容	<input type="checkbox"/> 火災(爆発) <input type="checkbox"/> CO中毒 <input type="checkbox"/> ガス漏れ(臭い)(場所: _____) <input type="checkbox"/> ガスが出ない <input type="checkbox"/> ガス漏れ警報器作動 <input type="checkbox"/> CO警報器作動 <input type="checkbox"/> その他(_____)		
	保安メータ等	<input type="checkbox"/> 圧力低下遮断 <input type="checkbox"/> 感震遮断 <input type="checkbox"/> 合計・増加流量遮断 <input type="checkbox"/> 継続時間遮断 <input type="checkbox"/> 電池電圧低下遮断 <input type="checkbox"/> 圧力式微少漏洩警告 <input type="checkbox"/> 流量式微少漏洩警告 <input type="checkbox"/> 圧力異常警告	
消費者等へ指示事項	<input type="checkbox"/> ガスの使用禁止 <input type="checkbox"/> 火気の使用禁止 <input type="checkbox"/> 窓・ドアを開けての換気 <input type="checkbox"/> ガス漏れ付近からの退去 <input type="checkbox"/> 容器バルブ(メータガス栓)の閉止 <input type="checkbox"/> その他(_____)		
出 動 者			
出 動 時 刻	AM : PM 時 分	到 着 時 刻	AM : PM 時 分
措置完了時間	AM : PM 時 分	(措置時間)	時 分
結果・原因等	----- -----		
調 査 等	□漏えい試験	検査方法・範囲	結果 <input type="checkbox"/> 漏れなし <input type="checkbox"/> 漏れあり
			結果 <input type="checkbox"/> 漏れなし <input type="checkbox"/> 漏れあり
	漏れ状況(場所等: _____)		
	□圧力測定	調整圧: _____ kPa、閉塞圧: _____ kPa、燃焼器入口圧: _____ kPa 結果(_____)	
□その他			
措 置	□使用禁止	□容器撤去 □容器バルブ閉止 □メータガス栓閉止 □消費者への通知 □その他(_____)	
	□供給再開	□容器交換 □メータ復帰 □消費者等への説明 □その他(_____)	
	販売事業者への通知等	日 時	年 月 日 () 時 分 受信者
		内 容	----- -----
その他措置事項作業内容等	----- -----		
特 記 事 項	----- -----		

6. 保安業務用機器類（規則第31条）

(1)保安業務用機器類の備え付け

点検、調査及び緊急時対応を行う保安機関は以下の機器類を備えている必要があります。

保安業務用機器類	供給開始時 点検・調査	容器交換時等 供給設備点検	定期供給 設備点検	定期消費 設備調査	緊急時対応
自記圧力計 又は マノメーター	○	—	○	○	○
ガス検知器	○	—	○	○	○
漏えい検知液	○	○	○	○	○
緊急工具類	○	○	○	○	○
一酸化炭素測定器	○	—	—	○	○
ボーリングバー	○	—	○	○	○



機械式自記圧力計



電気式ダイヤフラム式
自記圧力計



漏えい検知液



緊急防災工具



ボーリングバー



ガス検知器



一酸化炭素測定器



マノメーター

(2)その他の点検・調査に使用する機器類

- ・二連球ポンプ
- ・ガス栓付三方継ぎ手
- ・ゴム管
- ・ゴムキャップ
- ・ホースバンド
- ・埋設管腐食測定器
- ・液化石油ガス設備点検調査票
- ・不在連絡票
- ・身分証明書(資格免状) 等

【参考】供給設備と火気の距離について

(1)火気について

「火気」とは、一般に火をいい、ライター、マッチの火、たばこの火、焚き火、ストーブの火、ボイラーの火等も含まれ、一般に「着火源」と同義語です。

液化石油ガス法の中では、貯蔵施設や供給設備(容器、バルク)などで、火気からの距離について規制があります。

奈良県の液化石油ガス法の運用では、裸火(燃焼器)、及び、防爆構造ではない電気設備(コンセント、スイッチ、照明器具、電気洗濯機、エアコンの室外機など)を火気とみなしています(以下のことが確認できる電気設備は火気には該当しません。)

火気とならない電気設備の条件

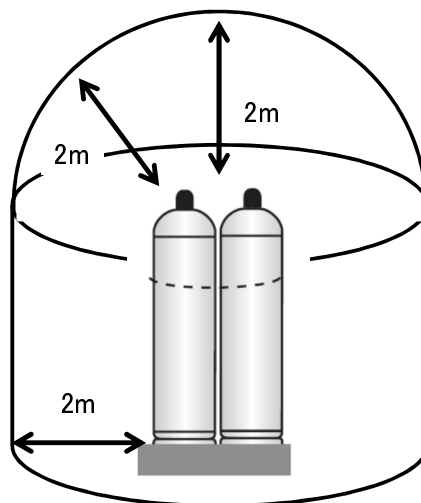
以下の3項目の条件を全て満たす場合は火気にはなりません。

- ①直接裸火をもたないこと。
- ②320℃より高温となる部分がないこと。
- ③接点を持つ電気製品は、ON-OFFによる電気火花が点火(着火)エネルギーより小さいこと。又は、接点が密封されていて、電気火花が外に出ないこと。

(2)火気の供給設備からの距離 (1トン未満の場合)

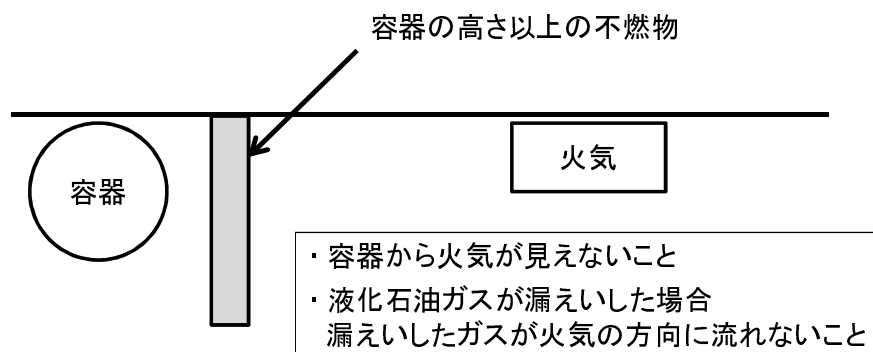
供給設備(容器、バルク貯槽)から2m以内に火気がある場合には、火気を遮る措置を講じなければなりません。

供給設備から2mの範囲は、容器またはバルク貯槽の外面から2mです。



(3)火気を遮る措置

供給設備から火気までの距離が2mを確保できない場合には、不燃性の隔壁を設け、漏えいしたLPガスが火気の方に流動することを遮る措置を講じなければなりません。



自主保安の観点から、できるかぎり迂回距離2mを確保しましょう。

(4)火気距離に問題がある場合の対応

容器交換時等供給設備点検や定期供給設備点検で火気距離が基準不適合と判定された場合は、供給設備から火気までの距離を2m確保するか、又は、(3)の火気をさえぎる措置をとるか、のどちらかを行う必要があります。

火気が裸火(給湯器、ふろがま等)の場合は、ガスが漏えいしたときの危険性が高いため、早急に改善措置を行わなければなりません。

第4章 質量販売

1. 液化石油ガス法における販売の方法（規則第16条）

液化石油ガス法では、LPガスを販売する場合には計量法に規定する法定計量単位（ m^3 ）により販売することが定められています。従って、ガスメーターを設置し、計量した体積に基づき料金の精算を行うことになります。

ただし、容器バルブの形状と規定の容器容量以下で所定の条件を満足する場合等は、質量により販売することが認められています。

2. 質量販売が可能な場合（規則第16条）

質量販売は以下の場合が可能です。

①屋外において移動して消費する場合

- （例）屋台（車両による場合を含む）・・・ラーメン、ホットドッグ、焼き芋 等
催事用・・・学園祭、運動会、お祭り等の模擬店
露店・・・綿菓子、たこ焼き、焼き鳥 等
キャンプの炊事・バーベキュー、暖房 等



※お祭りの例



※屋台（車両による）の例

②内容積20ℓ以下の容器（8kg容器等）により消費する場合

- ・調整器を接続した内容積8ℓ以下の容器（2kg容器・3kg容器等）で消費

（例）料理飲食店、宴会場等



※宴会場で2kg容器使用の例

- ・内容積20ℓ以下の容器（8kg容器等）を配管に接続して消費

（例）工事事務所、臨時的な少量消費先等

③内容積25ℓ以下の容器（10kg容器等）（カップリング付容器用弁を有するもの）

④販売契約の締結の日から1年以内取引が停止することが明らかで、登録行政

庁が認めた消費の場合

(例) 都市計画法や土地収用法に基づき明渡しが行われることが明らかな場合

⑤ 高圧ガス保安法の適用を受ける販売と不可分な消費の場合

⑥ 経済産業大臣が配管に接続することなく充てん容器を引き渡すことを認めた消費の場合

(例) 山小屋へ販売する場合であって、経済産業大臣から承認を受けた場合

⑦ 災害救助法第4条により供与された応急仮設住宅で消費する場合

※容器の内容積と充てんできるLPガスの重量の関係

- ・内容積 5ℓ＝約2.1kg (5ℓ未満・・・2kg容器)
- ・内容積 8ℓ＝約3.4kg (8ℓ以下・・・2kg容器または3kg容器)
- ・内容積 20ℓ＝約8.5kg (20ℓ以下・・・2kg、3kg、5kg、8kg容器)

3. 容器の引き渡しの方法 (規則第16条)

充てん容器の引き渡しは、以下の場合を除き配管等に接続して販売しなければなりません(接続の義務は販売事業者にあります。)

- ① 容器を屋外に置いて移動して消費する場合
- ② 調整器が接続された内容積8ℓ以下の容器(2kg、3kg容器等)で販売する場合
- ③ 内容積25ℓ以下(10kg容器等)でのカップリング付容器用弁を有する容器(以下、「カップリング付容器」という)での販売する場合

※質量販売でも、容器の転落・転倒防止(5ℓ未満を除く)や調整器の機能確保は必要です。

4. 14条書面の交付 (法第14条)

消費者と販売契約を締結した時は、遅滞なく、液化石油ガス法第14条及び規則第13条で定められた事項を記載した書面を交付しなければなりません。また、記載事項に変更があった場合には、当該部分について記載した書面を再交付してください。

「LPガス質量販売に係るお客様へのお知らせ」に必要項目を記入し、消費者に交付することで、書面の交付を行ったこととなります。

※控えは取引終了時まで保管してください(帳簿の記載)。

5. 保安業務（法第27条）

質量販売においても保安業務（各調査、周知、緊急時対応・連絡）の実施が必要です。

(1) 調査（回数及び項目）

①規則第44条第2号ロ

- ・屋外において移動して消費する場合
- ・内容積25ℓ以下（10kg容器等）のカップリング付容器で消費する場合
- ・内容積20ℓ以下の容器で消費する場合

調査項目		引き渡し時 LPガスの最初の	定期消費設備	
			1年に1回	4年に1回
1	腐しよく防止措置	○	—	○
2	温度上昇防止措置	○	—	○
3	転落、転倒防止措置（5L以下の容器は除く）	○	—	○
4	バルブ等の損傷防止措置（5L以下の容器は除く）	○	—	○
5	調整器の欠陥及びLPガスに適合	○	—	○
6	調整器の調整圧力及び閉そく圧力	○	—	○
7	燃焼器の適合性	○	—	○
※	燃焼器具の製造者又は輸入者の名称、型式、製造年月	○	—	○

②規則第44条第2号イ・・・①以外の質量販売

体積販売と同様の調査（供給開始時調査、容器交換時調査、定期調査）が必要となります。

(2) その他の保安業務

周知、緊急時連絡、緊急時対応は、体積販売と同様に行う必要があります。

※LPガスの最初の引き渡し時の周知は、「LPガス質量販売に係るお客様へのお知らせ」に記載されています。

※周知の際には、質量販売用の周知文書を用いて周知してください。

LPガス質量販売に係るお客様へのお知らせ

販売業者用 LPガス質量販売に係るお客様へのお知らせ

販売形態： 屋外等屋外移動消費 カップリング付容器（10kg以下） 小型容器（8kg以下）

※内容量が20kgを越え25kg以下の容器であって、カップリング付容器用弁を使用し、実質管にて接続されている場合は体積換算と同様に調査を実施して下さい。

毎度お買い上げをいただきありがとうございます。この書面は、准化石ガス法で定められた書面ですので、よく読んでLPガスをご利用下さい。

コードNo	販売所・保安機関営業所
住所及びご氏名又は名称	名称
	住所
	電話番号
使用目的	実務者氏名

(1) 調査の結果 供給開始時調査 定期消費設備調査（該当するものにチェック）

① 消費設備の内容と所有関係

容器(1) 記号番号	種類	kg	充填期限	年月
容器(2) 記号番号	種類	kg	充填期限	年月
容器(3) 記号番号	種類	kg	充填期限	年月
調整器	型式	容量	kg/h	有効年月
燃焼器(1) 種類	型式	消費量	kW/メーカー名	製造年月
燃焼器(2) 種類	型式	消費量	kW/メーカー名	製造年月

お客様所有のもの 容器 ・ 調整器 ・ 接続管 ・ 燃焼器 (○で囲まれたもの)

② 調査項目と結果

調査項目	判定
容外観検査	腐しなく・割れ・その他 良 否
温度上昇防止	40℃以下 良 否
熱伝導率抑制	熱伝導率抑制を施している(2kg以下を除く) 良 否
排外圧検査	腐しなく・割れ・その他 良 否
調整器	調整器の圧力 kPa 良 否
燃焼器	燃焼器の圧力 kPa 良 否
接続管	ガス漏れ・劣化・ひび割れ・焼損 良 否
燃焼器(1)	ガス漏れ・焼損・その他 良 否
燃焼器(2)	ガス漏れ・劣化・その他 良 否

消費設備とは、容器から燃焼器までです。
調整器 燃焼器
LPガス 容器
消費設備

接続管 硬質管 ゴム管 (硬質管は40℃以下)
ガス接続 ホース付接続 その他接続

(3) 保安機関 (記入: 記載する保安機関は、上記記載内容が実施いたします)

名称	
住所	
電話番号	

実施する保安業務区分(○で囲まれたもの)
A R C D E

○保安業務区分
A. 供給開始時調査(供給開始時の消費設備の調査業務)
B. 定期消費設備調査(4年毎に行う調査業務)
C. 周知(定期的に使用上の注意など災害発生防止事項を周知する業務)
D. 緊急時対応(災害発生などの通知による対応業務)
E. 緊急時連絡(災害発生などの通知を受ける業務)

業務主任者確認
氏名 印

住所
電話番号

(5) お買い上げに際して (法律第14条に基づく書面)

1	「いいLPガス」をお引き渡し致します。
2	・ [1]に記載した容器でお渡しし、ガス料金は引き渡した量の金額をご請求いたします。 ・ ご使用にならなかったLPガスは、計量法の規定に従い、面計量(面計量ができない場合は除きます)のうえ引き取り、検査いたします。 ・ 配達及び引取りご乗組の責任は、別途配達料をいただきます。なお、詳細は[4]納品書にて記載のとおりです。
3	・ 容器から燃焼器までのガス設備で、お客様が所有する器具等はお知らせ[1]①に記載のとおりです。 ・ 消費設備の劣化、改善及び容器の廃棄、再検査等に要する費用もお客様にご負担いただきます。 ・ 消費設備でお客様にお貸ししているものについては、LPガス設備等賃借契約書を交わすことがあります。
4	・ 容器に調整器を取り付けた状態でお持ち下さい。 ・ 消費設備の調査項目は次のとおりです。(別途料金をいただきます) ① 設備の欠陥の有無を調べる外観検査 ③ ガス漏れの有無を調べる漏れ検査 ② 燃焼状況と調べる燃焼検査 ④ 調整器の性能を調べる性能検査
5	・ 法律の規定に基づき消費設備の安全性を確認するため、容器を引き渡しの都度並びに4年に1回以上、保安機関が調査を行います。容器は、必ず調整器及び燃焼器と一緒にご持参下さい。
6	・ 調査の結果は[1]②のとおりです。不備な箇所はすみやかに改善してください。 改善されない場合は、当社(店)は責任を負いません。
7	・ 消費設備は、[6]の「 守っていただくこと 」(法律第27条第1項第3号に基づく周知の書面)に基づきお客様が責任をもって管理して下さい。 ・ 以上の周知は年々または年1回以上の頻度で行います。 ・ お客様の責任となる事項は次のとおりです。 イ：上記4.5.6及び下記[6]の事項について守らなかったり、消費設備の調査を受けなかった場合に生じた損害。 ロ：消費設備の誤った使用により生じた損害。 ハ：その他、法令によりお客様の責任とされる損害。 ・ 表面の使用目的以外に使用された場合は、契約を解除させていただきます。 ・ 当社(店)及び保安機関の責任となる事項は次のとおりです。 イ：上記の事項の調査の瑕疵により生じた損害。 ロ：その他、法令により当社(店)及び保安機関の責任とされる損害。 ハ：当社以外の販売店でガスを充填された場合、その購入前の状態に限り。

(6) 守っていただくこと (法律第27条第1項第3号に基づく周知の書面)

1	・ ガス器具は必ずLPガス用のものをご使用下さい。 ・ 日常の安全管理はお客様の責任となりますので、次のように管理して下さい。 イ：器具は転倒・転落しないように措置して使用する。 ロ：マッチ等で点火する時は、マッチで点火した後に器具のガス栓を開き燃焼器に点火する。 ハ：点火は火がついたことを必ず目で確認する。 ニ：使用中は、なるべくそばを離れない。 ホ：常に重い安定した炎で使用する。赤っぽい炎は不完全燃焼をしているので危険です。 ヘ：火災及び燃焼器具の故障は必ず目で確認する。 ト：使用後は、器具ガス栓・調整器バルブを完全に閉める。 チ：ゴム管は、ゴム管取付部の接続の印まで差し込みホースバンドで止める。又、ゴム管にひび割れ等が生じている場合は、直ちにガス栓を閉め、器具を交換して下さい。 リ：ガス栓を閉め、必要の器具の燃焼器の掃除を行わない。 ス：その他の燃焼器の掃除は、器具用掃除機を使用する。 ル：三叉は使用しない。 ヲ：器具を保管する場合は、直射日光・火気と避け風通しの良い場所に保管する。(40℃以下を保つこと) ワ：器具を廃棄する時は、必ず当社(店)にご持参下さい。 カ：ガス交換時は交換期限内の物を適切な場所に設置し、常時通電し、周りに検知を妨げる物を置かない。 コ：屋内式ガス期間満満燃焼器が自動消火を繰り返す場合は再点火しない。 ク：屋内で燃焼器を使用する場合は換気扇を回す等換気に十分注意する。
2	・ ガス漏れ等重大な危険が発見された時、危険と思われる時は次の事項を守って下さい。 なお、必要に応じて緊急時の連絡先に通報して下さい。 イ：ガス漏れの場合、次の手順で対応する。 ① 使用中の全ての火気を消す。 ② 電気設備、電気には手を触れない。 ③ 室内の場合は、窓・ドア等を開放する。 ④ 器具栓、調整器バルブを閉めて風通しの良い場所に移す。 ⑤ 当社(店)に連絡し、調査を受けるまで使用しない。 ロ：火災の場合は、器具栓を閉めて、火災の影響を受けやすい安全な場所に移す。 ハ：地震の場合は、使用中のガスの使用を中止し、器具栓、調整器バルブを閉める。 ニ：風水害の場合は、器具の転倒・流出を防止する。 ホ：緊急時は、消防署及び当社(店)に通報する。 ・ ご使用にあたっては、当社(店)又緊急時対応保安機関より原則として30分以内の場所でご使用下さい。
3	・ 消費設備の変更等はご自身で行わず必ず当社(店)にご連絡下さい。 *ご記入いただきましたお客様の個人情報につきましてはLPガスに関する緊急時の対応等、この書面に記載の範囲内でご利用させていただきます。また、円滑な業務遂行のため、この書面に記載の保安機関等に業務の一部を委託することがあり、このため必要範囲で委託先へ個人情報提供することがあります。

「LPガス質量販売に係るお客様へのお知らせ」は、以下の様子を兼ねています。

- ・ 質量販売における14条書面
- ・ 質量販売における供給開始時調査の調査票
- ・ 質量販売における供給開始時の周知

第5章 帳簿・報告・届出等

1. 販売事業者が作成すべき帳簿類（規則第131条）

記載すべき場合	記載すべき事項	保存期間
LPガスを体積販売した場合	1. 充てん容器の種類 ¹⁾ 及び数 2. 販売開始の年月日 3. 販売先 4. 充てん容器を交換した年月日及び充てん容器の種類 ¹⁾ 、数を変更した場合はその内容	2年
LPガスを質量販売した場合	1. 充てん容器の種類 ¹⁾ 及び数 2. 販売の年月日 3. 販売先	2年
販売したLPガスで消費されないものを引き取った場合	1. 引き取ったLPガスの充てん容器の種類 ¹⁾ 及び数 2. 引取りの年月日 3. 引取り元	2年
法第14条の書面を交付した場合	1. 書面を交付(再交付)した一般消費者等の氏名又は名称及び住所 2. 書面を交付(再交付)した者の氏名 3. 書面を交付(再交付)した年月日 4. 書面を交付(再交付)した書面の内容	契約終了日まで
保安機関に保安業務を委託した場合	1. 委託に係る一般消費者の氏名又は名称及び住所 2. 委託した保安機関の氏名又は名称及び事業所の所在地 3. 保安業務の結果 ①供給開始時点検・調査 ②容器交換時等供給設備点検 ③定期供給設備点検 ④定期消費設備調査 ⑤周知 ⑥緊急時対応 ⑦緊急時連絡 4. 供給設備が基準に適合していない場合に講じた措置の内容 5. 消費設備が基準に適合していない場合にその所有者又は占有者に通知した内容 6. 緊急時対応、緊急時連絡により実施した措置の内容 7. 保安業務を行った年月日	2年 供給開始時点検・調査、及び定期点検・調査は、 <u>次回の定期点検・調査を行うまで</u>
貯蔵施設又は特定供給設備に異常があった場合	1. 異常の内容 2. 異常に対して講じた措置 3. 異常があった年月日及び措置を講じた年月日	2年

1) 貯蔵能力または内容積別を記載する。

※その他、バルク貯槽の検査やバルク貯槽の附属機器の検査を行った場合等にも記載すべき事項が定められています(規則第131条)。

※帳簿として保管すべき書類の例

- ・14条書面の控え
- ・消費先台帳
- ・販売伝票
- ・保安業務委託契約書
- ・委託先の保安機関からの保安業務の実施結果についての通知

2. 保安機関が作成すべき帳簿類（規則第131条）

記載すべき場合	記載すべき事項	保存期間
供給開始時点検・調査を行った場合	<ol style="list-style-type: none"> 1. 一般消費者等の氏名又は名称及び住所 2. 点検・調査を行った者の氏名 3. 点検・調査の結果 4. 点検・調査実施内容(基準不適合を販売事業者又は一般消費者等に通知した場合はその内容) 5. 点検・調査又は通知の年月日 6. 調査に係る燃焼器の製造者又は輸入者の名称 7. 調査に係る燃焼器の型式及び製造年月 	次回の定期点検・調査まで
容器交換時等供給設備点検を行った場合	<ol style="list-style-type: none"> 1. 一般消費者等の氏名又は名称及び住所 2. 点検を行った者の氏名 3. 点検の結果 4. 点検実施内容(基準不適合を販売事業者又は一般消費者等に通知した場合はその内容) 5. 点検又は通知の年月日 	2年
定期供給設備点検を行った場合	<ol style="list-style-type: none"> 1. 一般消費者等の氏名又は名称及び住所 2. 点検を行った者の氏名 3. 点検の結果 4. 点検実施内容(基準不適合を販売事業者又は一般消費者等に通知した場合はその内容) 5. 点検又は通知の年月日 	次回の定期点検まで
消費者の承諾を得られず、定期供給設備点検を行わなかった場合	<ol style="list-style-type: none"> 1. 一般消費者等の氏名又は名称及び住所 2. 承諾を求めた者の氏名 3. 承諾を求めた年月日 	次回の定期点検まで
定期消費設備調査を行った場合	<ol style="list-style-type: none"> 1. 一般消費者等の氏名又は名称及び住所 2. 調査を行った者の氏名 3. 調査の結果 4. 調査実施内容(基準不適合を販売事業者又は一般消費者等に通知した場合はその内容) 5. 調査又は通知の年月日 6. 調査に係る燃焼器の製造者又は輸入者の名称 7. 調査に係る燃焼器の型式及び製造年月 	次回の定期調査まで
消費者の承諾を得られず、定期消費設備調査を行わなかった場合	<ol style="list-style-type: none"> 1. 一般消費者等の氏名又は名称及び住所 2. 承諾を求めた者の氏名 3. 承諾を求めた年月日 	次回の定期調査まで
周知を行った場合	<ol style="list-style-type: none"> 1. 一般消費者等の氏名又は名称及び住所 2. 周知を行った者の氏名 3. 周知の内容 4. 周知の年月日 	2年
緊急時対応を行った場合	<ol style="list-style-type: none"> 1. 一般消費者等の氏名又は名称及び住所 2. 緊急時対応を行った者の氏名 3. 緊急時対応の内容及び結果 4. 緊急時対応を行った年月日 	2年
緊急時連絡を行った場合	<ol style="list-style-type: none"> 1. 一般消費者等の氏名又は名称及び住所 2. 緊急時連絡を行った者の氏名 3. 緊急時連絡の内容及び結果 4. 緊急時連絡を行った年月日 	2年

帳簿の記載・保存について

帳簿は、保安上問題のある設備等を把握する、事業者内で情報を共有する、事業者としての責務を果たしていることを第三者に示す等の役割があります。

帳簿は、漏れの無いように記載し、適切に保存しなければなりません。

3. 事業報告（規則第132条）

販売事業者・保安機関は、毎事業年度経過後3か月以内に管轄行政庁に業務状況を報告する必要があります。

必ず、期限内に「液化石油ガス販売事業報告」及び「保安業務実施状況報告」を提出してください。

※法人の事業者は、事業年度が事業者ごとで異なるため、事業者により提出期限が異なります。

※法人でない事業者（個人事業主）については、1月から12月末までの報告を翌年の3月末までに提出してください。

液化石油ガス販売事業報告

記入例

報告日（郵送の場合は
投函日）を記入

様式1

令和4年4月1日

液化石油ガス販売事業報告

奈良県知事 殿

**決算対象期間の始期から
終期を記入
※個人事業主の場合は
1月1日から12月31日**

氏名又は名称及び法人にあ
ってはその代表者の氏名

〇〇高圧商店株式会社
代表取締役 高圧 太郎

住所

奈良市△△町〇〇-〇〇

液化石油ガス販売の安全の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第132条の規定により報告
します。

1. 報告する事業年度の期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日

2. 販売する一般消費者等の数及び保安業務の委託状況

全消費者数

販売する一般消費者等の数	870 戸
--------------	-------

保安業務の委託状況 保安業務区分	委託先の保安機関の名称 及び認定番号	委託している 一般消費者等の数
1. 供給開始時点検・調査	〇〇高圧商店株式会社 (29A1000RA)	870 戸
2. 容器交換時等供給設備点検	〇〇高圧商店株式会社 (29A1000RA)	合計が消 費者数に なる (870)
	〇〇〇商店 (29A0900VA)	
	□□□商店 (29A0800VA)	
3. 定期供給設備点検	〇〇高圧商店株式会社 (29A1000RA) (一社) 奈良県LPガス協会 (29A0425HF)	合計が消 費者数に なる (870)
4. 定期消費設備調査	〇〇高圧商店株式会社 (29A1000RA) (一社) 奈良県LPガス協会 (29A0425HF)	合計が消 費者数に なる (870)
5. 周知	〇〇高圧商店株式会社 (29A1000RA)	870 戸
6. 緊急時対応	〇〇高圧商店株式会社 (29A1000RA)	870 戸
	〇〇高圧商店株式会社 (29A1000RA)	870 戸

**委託先の保安機関の数が多く、
書ききれない場合は、別紙に記載**

**全件委託の場合でも、委託先で実施できず
販売事業者に報告のあった件数を記入**

**全件委託の場合でも、委託先で実施できず
販売事業者に報告のあった件数を記入**

**委託せず自社で全部又は一部の保安
業務を行っている場合、要参照**

- この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 液化石油ガス販売事業者が保安業務の全部又は一部について自らが行っている場合
には「委託先の保安機関の名称及び認定番号」及び「委託している一般消費者等の数」
の欄に自社の名称及び認定番号、一般消費者等の数を記載すること。

保安業務実施状況報告

記入例

報告日（郵送の場合は
投函日）を記入

様式2

令和4年4月1日

奈良県知事殿

保安業務実施状況報告

氏名又は名称及び法人に
あつてはその代表者の氏名
認定番号
住所

〇〇高圧商店株式会社
代表取締役 高圧 太郎
29A1000RA
奈良市△△町〇〇-〇〇

決算対象期間の始期から終期を記入
※個人事業主は1月1日から12月31日

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第132条の規定により報告します。
令和3年4月1日から令和4年3月31日

有資格者数を記入
※認定数（保安業務計画書に
記載）以上であること

当該事業年度に**自社**が保安業務を
実施すべき消費者数を記入
※他社に委託した分は記載しない
※自社分+他社からの受託分を記
入し、括弧内にその内の受託分
の件数を記入

当該事業年度に**自社**が保安業務を
実施した消費者数を記入
※他社に委託した分は記載しない
※自社分+他社からの受託分を記
入し、括弧内にその内の受託分
の件数を記入

保安業務資格者の数の算定
（認定申請書に添付）
で算出した数値を記入

	保安業務計画書に 記載した数	保安業務を 行うべき数	業務に係る一般消費者等の数	当該事業年度に 保安業務を実施した数
1. 供給開始時点検・調査	— 戸	2 戸 (0 戸)		2 戸 (0 戸)
			うち再調査	0 戸 (0 戸)
2. 容器交換時等供給設備点検	1500 戸	870 戸 (0 戸)		870 戸 (0 戸)
3. 定期供給設備点検	1500 戸	20 戸 (0 戸)		15 戸 (0 戸)
			うち拒否数	5 戸 (0 戸)
	1500 戸	20 戸 (0 戸)	当年調査	20 戸 (0 戸)
			うち完了数	10 戸 (0 戸)
			拒否数	7 戸 (0 戸)
			不在数	3 戸 (0 戸)
			当年再調査	50 戸 (0 戸)
			うち完了数	30 戸 (0 戸)
			拒否数	15 戸 (0 戸)
			不在数	5 戸 (0 戸)
				870 戸 (0 戸)
5. 周知	1500 戸	870 戸 (0 戸)	うち書面配布	850 戸 (0 戸)
			電子メール	20 戸 (0 戸)
			ファイル記録	0 戸 (0 戸)
			記録媒体	0 戸 (0 戸)
6. 緊急時対応	1500 戸	950 戸 (80 戸)		12 戸 (4 戸)
7. 緊急時連絡	— 戸	950 戸 (80 戸)		20 戸 (8 戸)

認定番号末尾が「RA」は1号計画なし

全件委託の場合は、委託先で実施できず
販売事業者で調査することとなった件数

拒否数=拒否された数のみ

不在数=3回以上訪問し拒否扱いにした数のみ

昨年度中の調査で不適合になり今年度に再調査し
たした件数も含めて、事業年度内に行ったすべての
再調査について記入

年度中に実施した周知方法の内訳を記入

認定番号末尾が「RA」は7号計画なし

3 役員又は構成員の変更の内容

	変 更 の 内 容
取締役 高圧 次郎 退任	
取締役 高圧 三郎 新任	

法人の役員、組合等の構成員に変更がある場
合はその内容を記載
※代表者変更の場合は別途変更届出も必要

- (備考) 1 定期消費設備調査の「当該事業年度に保安業務を実施した数」の欄における「不在数」には、調査又は再調査のために3回以上訪問したが、不在で調査又は再調査が実施できない一般消費者等の数を記載すること。
- 2 「保安業務を行うべき数」の欄及び「当該事業年度に保安業務を実施した数」の欄における括弧内には、他の液化石油ガス販売事業者から受託した保安業務に係る一般消費者等の数を記載すること。
- 3 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

4. 申請・届出

(1) 販売事業者の届出

I. 登録行政庁の変更の届出

- ・販売所の県外移転・増設等により登録行政庁が変更になった場合

II. 販売所等の変更の届出

- ・以下の事項を変更した場合

- ①販売事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人の代表者の氏名
- ②販売所の名称及び所在地、貯蔵施設の位置及び構造
- ③貯蔵施設の廃止
(貯蔵施設を所有しなくても良い場合に該当すること)
(貯蔵能力が3トン以上の貯蔵施設は「貯蔵施設等変更届」も必要)
- ④損害賠償措置
- ⑤保安機関(他の保安機関に委託する場合を含む)

III. 承継の届出

- ・譲渡、相続、合併若しくは分割により、事業者の地位を承継した場合

IV. 業務主任者等の選任(解任)の届出

- ・組織変更等により業務主任者、代理人を変更した場合
- ・販売する一般消費者等の数の増加(減少)により、業務主任者の数を増加(減少)した場合
- ・販売所の増設により、新たに業務主任者等を選任した場合

V. 廃止の届出

- ・LPガスの販売事業を廃止する場合

(2) 高圧ガス販売事業者の届出(工業用(高圧ガス保安法適用)の販売を行う場合)

I. 高圧ガス販売事業届

- ・届出が必要な場合

- ①一般消費者等を除く消費者にLPガスを販売する事業を行う場合
- ②個人事業者が氏名、住所、販売所の名称又は所在地を変更した場合
- ③法人事業者が販売所の名称又は所在地を変更した場合

※②、③については、事業の廃止届及び新規販売事業届を同時に行う。

- ・届出の時期・・・事業開始の日の20日前まで

II. 高圧ガス販売主任者届

- ・届出の時期・・・選任(解任)後、遅滞なく

III. 変更報告

- ・届出の時期・・・法人の代表者・名称又は本社所在地を変更した場合、遅滞なく

IV. 高圧ガス販売事業廃止届

- ・届出の時期・・・廃止後、遅滞なく

(3)保安機関の申請・届出

I. 保安機関の認定申請

- ・申請時期…保安業務実施前

II. 保安機関の認定更新申請

- ・申請時期…認定期限の30日前まで
(認定期限の2か月前を目安に申請してください。)

III. 一般消費者等の数の増加認可申請

- ・申請時期…一般消費者等数の増加前

IV. 一般消費者等の数の減少の届出

- ・届出時期…一般消費者等数の減少後遅滞なく

V. 保安業務規程の認可申請

- ・申請時期…認定の申請と同時期

VI. 保安業務規程の変更認可申請

- ・申請時期…変更が生じる前

VII. 認定行政庁の変更の届出

- ・届出が必要な場合
県外の販売所の一般消費者等の保安業務受託等により認定行政庁が変更になった場合
- ・届出の時期…変更後遅滞なく

VIII. 保安機関の変更の届出

- ・届出が必要な場合
氏名又は名称、住所、法人の代表者の氏名、事業所の所在地を変更した場合
- ・届出の時期…変更後遅滞なく

IX. 承継の届出

- ・届出が必要な場合
譲渡、相続、合併若しくは分割により、事業者の地位を承継した場合
- ・届出の時期…変更後遅滞なく

X. 廃止の届出

- ・届出の時期…廃止後遅滞なく

(4) 特定液化石油ガス設備工事事業の届出

I. 特定液化石油ガス設備工事事業開始届

- ・届出が必要な場合
県内に事業所を設置して特定液化石油ガス設備工事事業を行う場合
(事業所ごとに届出が必要)
- ・届出の時期・・・事業開始の日から30日以内

II. 特定液化石油ガス設備工事事業変更届

- ・届出が必要な場合
以下の事項に変更が生じた場合
 - ①氏名又は名称及び住所並びに法人の代表者の氏名
 - ②事業所の名称及び所在地
 - ③特定液化石油ガス設備工事事業明細書の記載事項
(液化石油ガス設備士の氏名、自記圧力計の数等)
- ・届出の時期・・・変更後、遅滞なく

III. 特定液化石油ガス設備工事事業廃止届

- ・届出の時期・・・廃止後、遅滞なく

(5) 液化石油ガス設備工事届

- ・届出が必要な場合
以下の①～③の全てに該当する工事を行った場合
 - ①貯蔵能力 500kg を超える工事
 - ②液石法規則第86条施設に該当する施設の工事
 - ③新設工事又は変更工事
(供給管の延長 or 貯蔵設備の位置の変更 or 貯蔵能力の増加)

※ただし、貯蔵能力3,000kg以上の容器供給の場合と1,000kg以上のバルク貯槽による供給の場合は、工事着工前に貯蔵施設等設置許可申請が必要で、許可後に着工となる

- ・届出の時期・・・工事後、遅滞なく
(事前に提出先の行政庁に内容等の確認を行いましょう。)

(6) 事故届

液化石油ガス法に係る事故が発生した場合は、事故発生場所の都道府県知事に遅滞なく事故届を提出する必要があります。

液化石油ガス法に係る事故とは

液化石油ガス法が適用される消費者において以下の事故が発生した場合

- *漏えい(微小漏えいを除く) *漏えい爆発 *漏えい火災
- *中毒・酸欠(一酸化炭素中毒事故等) *容器の盗難・喪失

業務主任者等選任(解任)届書

記入例

様式第 10 (第 22 条関係)

○その他添付書類 (写し)
・業務主任者 … 第二種販売主任責任者免状
・代理人 …… 第二種販売主任責任者免状
又は講習修了証

×受理年月日 年 月 日

業務主任者等選任 (解任) 届書

届出日 (郵送の場合は
投函日) を記入

令和 3 年 4 月 5 日

奈良県知事 殿

法人の場合は代表取締役印、
個人の場合は実印又は認印

氏名又は名称及び法人にあ
ってはその代表者の氏名

〇〇高圧商店株式会社
代表取締役 高圧 太郎 印

住所

奈良市△△町〇〇-〇〇

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 8 条の規定により、次の
とおり届け出ます。

1 販売所の名称及び所在地並びに一般消費者等の数

販売所の名称、所在地、一般消費者等
の数を記載

販売所の名称 〇〇高圧商店株式会社
販売所の所在地 奈良市△△町〇〇-〇〇
の数 870 戸

業務主任者を交代 (選任・解
任) する場合、ここに記載

業務主任者は実務経験 6 か月以上、
代理人は実務経験 6 か月 + 18 歳以上

業務主任者の代理者の氏名及び液化石油ガスの販売に関する経験

業務主任者 選任 高圧 花子 (経験年数 10 年)
解任 高圧 奈良子
業務主任者の代理人 選任 (経験年数 年)
解任

代理人を交代 (選任・解任) する場合、
ここに記載
(この記載例では代理人の交代なし)

3 選任 (解任) の年月日
令和 3 年 4 月 1 日

選任・解任の年月日を記載

4 解任の理由

人事異動のため

解任の理由を記載
例) 人事異動のため、高齢で業務に従事しないため 等

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
2 業務主任者又は業務主任者の代理人が法第 19 条第 1 項又は法第 21 条第 1
項の規定に該当することを証明 (液化石油ガスの販売に関する経験に係るも
のを除く。) した書面を添付すること。
3 ×印の項は記載しないこと。
4 氏名 (法人にあってはその代表者の氏名) を記載し、押印することに代え
て、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署する
ものとする。

業務主任者を選任した場合、講習を受けさせなければなりません。詳しくは P. 5 を参照ください。

第6章 立入検査で指摘が多い項目の解説

1. 不適切な質量販売

○適切な販売方法をとること

質量販売の条件(8kg以下又はカップリング付の10kg以下容器のみ)は分かっているが、昔からの近所付き合い等があり、消費者の了承が得られないという場合も、質量販売は事故発生数の多い販売方法であること、不適切な質量販売は法律違反であること、メーター販売の安全面やメリット等を説明し適正に販売しましょう。

また、消費者の了承を得て改善が完了するまで、交渉の記録(日時、内容)を必ず残してください。

2. 従量料金やリース料金の開示

○標準的な料金メニューを公表すること

自社のホームページがある場合はホームページに、それ以外の者は店頭の見えやすい場所に掲示する等の方法により行う必要があります。

○請求価格の算定方法を請求書等に毎回明記すること

基本料金、従量料金、リース料金、設備等設置費用等を請求書等に毎回明記する。(毎回の請求時に請求価格の内訳が分かるようにしなければなりません。)

- ①請求書の様式(システム等)を変更する方法
- ②手書きで内訳を記載する方法
- ③料金表のコピーを毎回請求書に添付する方法

等が挙げられます。

今納納入容器 (本日納入量)	m (kg)	従量料金率価 (1stにつき)	料金
前納納入計 (携量引取)	m (kg)	nd~ nd	円 円
ご使用量 A~B	m (kg)	nd~ nd	円 円
今納納入容器		nd~ nd	円 円
引取容器			
定期の個数	容器の個数	月額基本料金	円
容器の本数	容器の本数	施設利用料金	円
容器の型番・番号	容器の型番・番号	消費税	円
		前回繰越金	円
		合計	円

①お客様のLPGガス供給設備の点検結果は、下記の通りです。

ガス検知器表示: なし | B | BR | ABR | その他

次のように改善してください

修理 改善

設置しなかった場合は、次のことが予想されます

ガスもれ 不完全燃焼 爆発 火災

お客様印 調査員印

7. 調査員は消費するガスに適合しているか

一般社団法人奈良県LPGガス協会の仕様には料金算定方法記載欄があります。

3. 定期供給設備点検・消費設備調査の改善記録

○改善記録や交渉記録を必ず残すこと

他事業者(一般社団法人奈良県LPガス協会等)に委託していることが多い上記点検・調査について、改善記録や交渉記録を適切に残していない販売事業者が多いです。

→供給設備は販売事業者の責任、消費設備は消費者の了承のもとに改善し、その改善記録(日時、内容等)、改善が完了するまでは交渉記録(日時、内容等)を必ず残してください。

- ・改善記録・・・設備を改善した記録
- ・交渉記録・・・設備を改善するまでの記録

※点検記録に直接書き込む、別途ノートを用意する、パソコンで管理する等方法は問いません。

4. 緊急時対応・緊急時連絡に該当する事案

○緊急時対応…緊急時の連絡を受け、保安機関が現場に出動し、災害の発生するおそれ又は災害の発生に対し、災害防止又は災害の拡大防止のための措置を行うもの

(例)ガス漏れや一酸化炭素中毒事故への対応

(例)放置すると漏えい・一酸化炭素中毒事故等の可能性が高い事象への対応

○緊急時連絡…緊急時の連絡を受け、保安機関が現場に出動することなく、一般消費者等への適切な指示・助言を行うことで対応するもの

(例)メーター遮断されたが電話により復旧の指示をした

個別に例を挙げ「緊急時対応・緊急時連絡」にあたるかという質問がありますが、該当の項目について、消費者から連絡があった場合は基本的に全て緊急時対応・緊急時連絡としましょう。

例えば消費者から「ガスが止まった」と連絡があり、結果的に使い過ぎによるメーター遮断であったとしても、消費者にとって緊急時に連絡したことに変わりはなく、また、連絡を受けた時には原因は分からず、そこには大事故のものが隠れているかもしれません。どんな内容であっても、消費者からの連絡を記録に残すことは、保安上有意義です。

液化石油ガス販売業務マニュアル

編集・発行

奈良県総務部知事公室消防救急課

協力

一般社団法人奈良県LPガス協会

〒630-8132

奈良県奈良市大森西町 13-12

TEL 0742-33-7192

FAX 0742-33-7193